

平成30年度

外部評価実施結果報告書

平成30年12月

新宿区外部評価委員会



平成 30 年 12 月 7 日

新宿区長 様

平成 30 年度の外部評価実施結果について、次のとおり報告します。

新宿区外部評価委員会

会 長	星	卓 志
副会長	大 島	英 樹
委 員	山 口	道 昭
委 員	板 本	由 惠
委 員	岸 本	幸 子
委 員	栗 原	真 吾
委 員	小 菅	知 三
委 員	齋 藤	朗
委 員	田 中	健 士
委 員	鶴 卷	祐 子
委 員	長 崎	恵 子
委 員	野 澤	秀 雄
委 員	藤 川	裕 子
委 員	鱒 沢	信 子
委 員	横 倉	泰 信

外部評価実施結果の報告にあたって

今年度から第4期の外部評価委員会が始まった。私もこれまでの部会長の立場に加えて、会長として、新たな気持ちで外部評価作業に携わった。

また、今年度から前期（第3期）委員会の答申「行政評価の手法等の検証について」を踏まえて、これまでの計画事業評価に加えて、より大きな視点で区政を捉えるため、施策評価を実施した。

これまで培ってきた「評価の文化」の定着と深化の中で、外部評価委員会としても、外部評価の役割とは何かという原点に立ち返り、行政評価の対象となった施策及び事業について、その達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析し、及び検証するということを基本に、常に区民の目線を持つことを心掛けた。

新しい委員となり、事務局からの行政評価の概要についての説明から始まり、部会での学習会、資料等の読み込み、ヒアリングや評価の取りまとめなど一連の過程において、各委員とも試行錯誤しながら、作業に当たった。その中で、施策や事業の目的や趣旨にどのような意味合いがあるのかということを考え、委員それぞれの立場からの率直な意見を出し合い、お互いに議論して、評価を行い、報告書としてまとめることができた。

今後の課題等については、第3章「今後に向けて」に記したが、これからも内部評価と外部評価のキャッチボールをよりレベルアップさせていくことが大切である。

外部評価委員会としても、今年度の評価作業を通じて、各委員がいろいろと感じてきた評価の課題や問題点を整理して、より充実した活動となるように取り組んでいきたい。

この外部評価実施結果報告書が、新宿区政の更なる発展の一翼を担うことができれば幸いである。

新宿区外部評価委員会
会長 星 卓志

目次

第1章 新宿区外部評価委員会の概要

1	新宿区外部評価委員会の役割・構成	1
2	評価活動の経過	3
3	評価の対象	9
4	評価の視点	12

第2章 評価結果

1	評価結果の概要	13
2	評価結果等の見方	14
3	評価結果	17
	個別施策 I-2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括 ケアシステムの構築	17
	個別施策 III-7 豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備	28
	個別施策 III-11 魅力ある商店街の活性化に向けた支援	37

第3章 今後に向けて

<資料>

1	新宿区外部評価委員会名簿	50
2	新宿区外部評価委員会条例	51
3	新宿区行政評価制度に関する規則	53

第1章 新宿区外部評価委員会の概要

1 新宿区外部評価委員会の役割・構成

(1) 外部評価委員会設置の経緯と目的

新宿区外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）は、平成19年2月の新宿区基本構想審議会答申における「区民と専門家等によるチェックのしくみの早期創設の提案」を受け、新宿区総合計画（以下「総合計画」という。）と新宿区実行計画の進行管理を行うため、平成19年9月、区長の附属機関として新たに設置されたものである。

この間、総合計画の施策（以下「個別目標」という。）、新宿区第一次実行計画（以下「第一次実行計画」という。）、補助事業の評価を実施し、平成24年度からは新たに経常事業評価を開始した。また、平成25年度からは、新宿区第二次実行計画（以下「第二次実行計画」という。）の評価、平成29年度からは、新宿区第三次実行計画（以下「第三次実行計画」という。）の評価、平成30年度からは、総合計画の個別施策（以下「個別施策」という。）の評価を実施している。

外部評価委員会は、行政評価の客観性及び透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保していくことを目的としている。

(2) 所掌事務

- ◇外部評価を実施し、その評価の結果を区長に報告すること。
- ◇その他行政評価に関し必要な事項について、区長の諮問に応じて調査し、審議し、答申すること。

(3) 外部評価委員会の構成

外部評価委員会は、次の15名で構成されている。

- ◇学識経験者3名
- ◇公募による区民6名
- ◇区内各種団体の構成員6名

(4) 部会の設置

調査及び審議の効率的な運営を図るため、次の三つの部会を設置している。

第1部会：まちづくり・環境・みどり

第2部会：福祉・子育て・教育・くらし

第3部会：自治・コミュニティ・文化・観光・産業

(5) 評価の流れ

区が実施する行政評価には、行政内部が実施する内部評価と外部評価委員会が実施する外部評価があり、その流れは次のとおりである。

① 内部評価

各部の職員（管理職）で構成された経営会議を「内部評価委員会」として、施策と事業の自己評価を行い、区長はその結果を決算特別委員会前に公表する。

② 外部評価

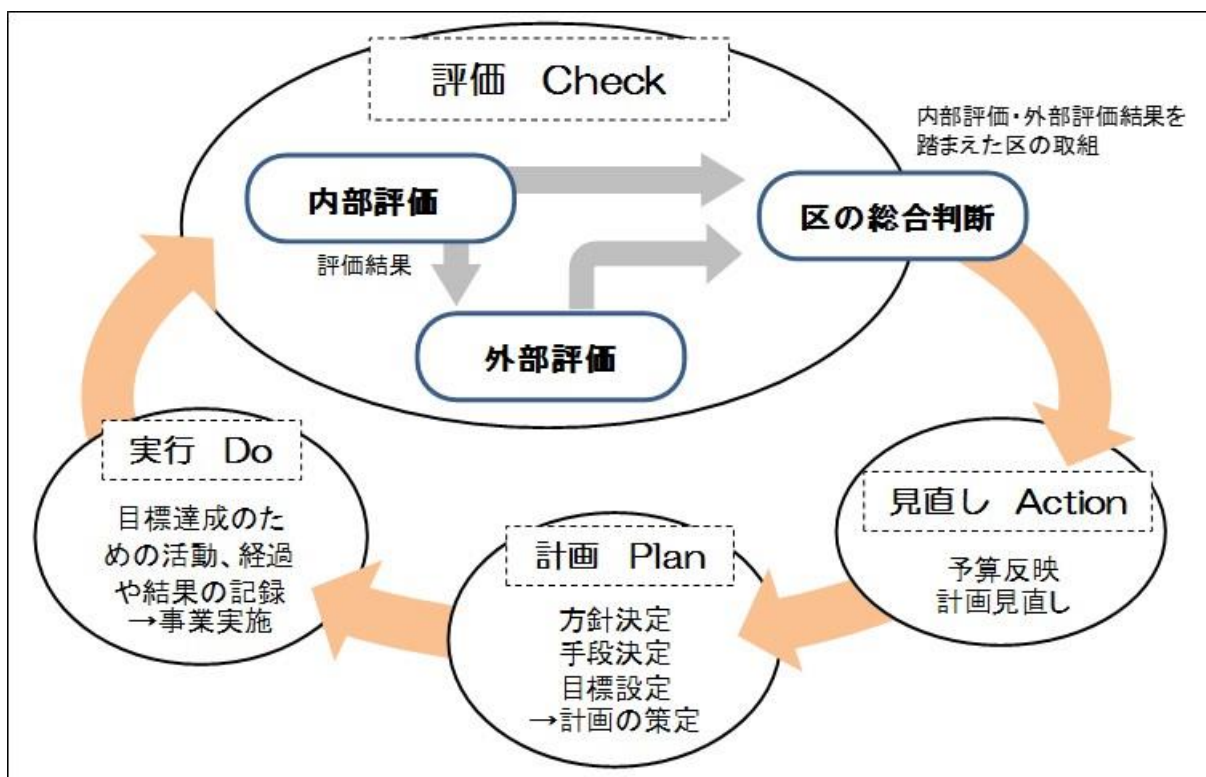
外部評価委員会は、上記①の内部評価結果を踏まえ、区民の視点から評価し、区長に報告する。

区長はその報告を公表する。

③ 区の総合判断

区長は、内部評価、外部評価、それぞれに対する区民からの意見を踏まえ、行政委員会とも意見を調整した上で、区の総合判断を行い、予算編成に反映する。

区長はその結果を公表する。



2 評価活動の経過

【平成 19 年度】

平成 19 年度は外部評価委員会の立ち上げの年であり、評価の手法・手順など全体的な流れをつかむこととして評価を実施した。

【平成 20 年度】

平成 20 年度は、本格的な外部評価の実施として、平成 19 年度に外部評価を実施した対象施策を掘り下げるとともに、関連施策を抽出して 18 施策を対象に評価を実施した。さらに、補助事業については、関連する計画事業と併せて確認した。

【平成 21 年度】

平成 21 年度は、平成 20 年度から始まった総合計画及び第一次実行計画に係る内部評価のうち、まちづくり編に係る個別目標及び計画事業全ての評価を行った。評価に当たっては、新宿区基本構想の理念である「新宿力」を形づくる上で、「協働」は重要な手法の一つと考えられるため、基本となる四つの視点のほか、「協働」を軸に評価を実施した。

【平成 22 年度】

平成 22 年度は、計画事業について、平成 22 年度内部評価実施結果報告書（以下「内部評価報告書」という。）のほか、平成 21 年度の外部評価結果を踏まえた区取組についてを確認した上で、評価対象を抽出して評価を実施した。また、平成 19 年度から平成 21 年度の 3 年間の実績を踏まえた補助事業の内部評価が行われたため、外部評価委員会においても全補助事業を対象に評価を実施した。

【平成 23 年度】

平成 23 年度は、第二次実行計画（平成 24～27 年度）の策定の年に当たるため、平成 23 年度内部評価における計画事業（まちづくり編）を評価するとともに、計画事業（区政運営編）も評価した。さらに、第二次実行計画に外部評価委員会の意見を反映させるため、「第二次実行計画の方向性に対する意見」を付した。また、経常事業の内部評価が試行されたのに伴い、外部評価委員会として経常事業評価の手法等について、内部評価の課題を抽出し検証を行った。検証結果は、「経常事業評価（試行結果）について（評価手法の確立に向けて・外部評価委員会意見）」（以下「経常事業評価外部評価意見」という。）として区長に報告した。

【平成 24 年度】

外部評価委員会委員が改選された初年度である平成 24 年度は、第一次実行計画最終年度の評価であるため、上位計画である個別目標について外部評価委員会意見を付した。また、計画事業（まちづくり編及び区政運営編）については、平成 20 年度から平成 23 年度までの第一次実行計画期間における総合評価を実施した。さらに、経常事業についても新たに外部評価を行った。

【平成 25 年度】

平成 25 年度は、第二次実行計画の初年度の評価であり、計画事業のまちづくり編を平成 25・26 年度の 2 か年で評価することとし、計画事業のまちづくり編の約半数となる事業の評価を行った。

また、経常事業は平成 24 年度に比べて内部評価の事業数が増えたため、外部評価についても対象事業を増やして評価した。

【平成 26 年度】

計画事業のまちづくり編を平成 25・26 年度の 2 か年で評価することとしたため、平成 26 年度は、平成 25 年度に外部評価を行わなかった約半数の事業について評価した。

また、経常事業は、平成 23 年度の経常事業評価外部評価意見に基づき、区民に身近で区民目線から評価可能な事業、協働の視点が入る事業として、主に自治事務に関する事業を抽出して評価した。

評価に当たっては、内部評価報告書を読み込んだ上で、各事業課から事業に関する資料の事前提出を求めるとともに、必要に応じてヒアリング後の再質問を行った。

評価結果は、計画事業・経常事業ともに、部会ごとに取りまとめた後、外部評価委員会として全体のまとめを行った。

【平成 27 年度】

平成 27 年度は、第三次実行計画（平成 28・29 年度）の策定の年に当たるため、平成 27 年度内部評価における計画事業（まちづくり編）の全てを評価するとともに、計画事業（区政運営編）も評価した。さらに、第三次実行計画に外部評価委員会の意見を反映させるため、例年より早く評価結果の取りまとめを行った。

経常事業評価は、平成 27 年度が、平成 24 年度から実施してきた最終年度であるため、経常事業（まちづくり編）だけでなく、経常事業（区政運営編）も評価した。

評価に当たっては、内部評価報告書のほか、事業に関する資料や過去の評価結果なども参考とし、評価の効果・効率性の向上に努めた。

【平成 28 年度】

外部評価委員会委員が改選された初年度である平成 28 年度は、第二次実行計画最終年度の評価を行った。また、平成 24 年度から平成 27 年度までの第二次実行計画期間における総合評価を実施した。このため、平成 27 年度内部評価における計画事業（まちづくり編）の全事業だけでなく、計画事業（区政運営編）も評価し、第二次実行計画の振り返りを行った。

【平成 29 年度】

平成 29 年度は、第三次実行計画の初年度の評価であり、また、第一次実行計画（平成 30（2018）～32（2020）年度）の策定の年に当たるため、計画事業のほぼ全ての事業について評価を行った。評価作業に当たっては、効率化を図るため、内部評価報告書のほか、事業に関連する資料やヒアリングの事前質問・事後質問を活用するとともに、書面評価も実施した。

また、平成 30 年度から始まる新総合計画期間において、より適切に施策・事業の進行管理を行っていくために、平成 28・29 年度の 2 か年でこれまでの行政評価制度を振り返り、新たな手法について検証を行った。検証結果は、「行政評価の手法等の検証について」として区長に報告した。

【平成 30 年度】

外部評価委員会委員が改選された初年度である平成 30 年度は、これまでの計画事業単位の評価に加えて、施策単位の評価を行った。外部評価委員会で選定した個別施策の評価、当該個別施策を構成する計画事業の評価（第三次実行計画最終年度の評価）及び経常事業の取組状況の確認を行った。

評価作業に当たっては、より効果的・効率的に評価を行うため、ヒアリングに向けた事前準備として部会で学習会を行うとともに、評価対象の個別施策に関連する施設等の現地視察を実施した。

【活動経過】

≪全体会≫

回	開催年月日	審議事項等
第1回	平成30年4月20日	1 新宿区の行政評価制度について
第2回	平成30年5月11日	1 行政評価の進め方について
第3回	平成30年5月18日	1 区の総合計画等について 2 外部評価委員会の評価方針について
第4回	平成30年10月12日	1 評価の取りまとめについて（その1）
第5回	平成30年10月26日	1 評価の取りまとめについて（その2）

≪部会≫

[第1部会]

評価対象：個別施策Ⅲ-7「豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備」

回	開催年月日	審議事項等
第1回	平成30年6月26日	1 ヒアリングに向けての準備等について
第2回	平成30年7月3日	1 ヒアリングの実施 計画事業71「新宿らしいみどりづくり」 計画事業72「新宿中央公園の魅力向上」 計画事業73「みんなで考える身近な公園の整備」 計画事業74「清潔できれいなトイレづくり」 評価対象の個別施策を構成する経常事業 担当課：みどり土木部（みどり公園課、道路課）
第3回	平成30年7月18日	1 ヒアリングの実施 個別施策Ⅲ-7「豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備」 担当課：みどり土木部（みどり公園課、道路課）
第4回	平成30年7月20日	1 現地視察 視察場所：新宿中央公園、花園西公園、抜弁天北公園、薬王院
第5回	平成30年8月22日	1 評価の取りまとめについて（その1）
第6回	平成30年8月24日	1 評価の取りまとめについて（その2）

[第2部会]

評価対象：個別施策Ⅰ-2「住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築」

回	開催年月日	審議事項等
第1回	平成30年6月28日	1 ヒアリングに向けての準備等について
第2回	平成30年7月4日	1 ヒアリングの実施 計画事業6「高齢者を地域で支えるしくみづくり」 計画事業7「介護保険サービスの基盤整備」 計画事業8「認知症高齢者への支援体制の充実」 評価対象の個別施策を構成する経常事業 担当課：福祉部（地域福祉課、地域包括ケア推進課、高齢者支援課、介護保険課）、健康部（健康づくり課、高齢者医療担当課）、都市計画課（住宅課）
第3回	平成30年7月20日	1 ヒアリングの実施 個別施策Ⅰ-2「住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築」 担当課：福祉部（地域福祉課、地域包括ケア推進課、高齢者支援課、介護保険課）、健康部（健康づくり課、高齢者医療担当課）、都市計画課（住宅課）
第4回	平成30年7月27日	1 現地視察 視察場所：薬王寺地域ささえあい館、戸山いつきの杜
第5回	平成30年8月1日	1 評価の取りまとめについて（その1）
第6回	平成30年8月6日	1 評価の取りまとめについて（その2）

[第3部会]

評価対象：個別施策Ⅲ-11「魅力ある商店街の活性化に向けた支援」

回	開催年月日	審議事項等
第1回	平成30年7月2日	1 ヒアリングに向けての準備等について
第2回	平成30年7月6日	1 ヒアリングの実施 計画事業80「にぎわいと魅力あふれる商店街支援」 計画事業81「商店街の魅力づくりの推進」 計画事業82「環境に配慮した商店街づくりの推進」 計画事業83「商店街空き店舗活用支援」 評価対象の個別施策を構成する経常事業 担当課：文化観光産業部（産業振興課）

第3回	平成30年7月13日	1 ヒアリングの実施 個別施策Ⅲ-11「魅力ある商店街の活性化に向けた支援」 担当課：文化観光産業部（産業振興課）
第4回	平成30年7月23日	1 現地視察 視察場所：神楽坂周辺の商店街
第5回	平成30年8月2日	1 評価の取りまとめについて（その1）
第6回	平成30年8月10日	1 評価の取りまとめについて（その2）

3 評価の対象

平成 30 年度は、三つの個別施策を対象に評価を実施した。また、評価対象となる個別施策を構成する計画事業の評価に加え、経常事業の取組状況の確認について実施した。

(1) 第 1 部会 (まちづくり・環境・みどり)

基本政策	個別施策 (計画事業・経常事業)	
Ⅲ 賑わい都市・ 新宿の創造	7 豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備	
	計画事業	71 新宿らしいみどりづくり
		72 新宿中央公園の魅力向上
		73 みんなで考える身近な公園の整備
		74 清潔できれいなトイレづくり
	経常事業	477 地域に根ざしたみどりの普及や啓発
		478 みどりの推進審議会の運営
		479 みどりのしくみづくり
		480 みどり公園基金積立金
		481 街路樹の維持管理
		482 アユが喜ぶ川づくり
		483 河川等の維持管理
		484 公園の維持管理
485 公園のサポーター制度		

(2) 第 2 部会 (福祉・子育て・教育・暮らし)

基本政策	個別施策 (計画事業・経常事業)	
Ⅰ 暮らしやすさ 1 番の新宿	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築	
	計画事業	6 高齢者を地域で支えるしくみづくり
		7 介護保険サービスの基盤整備
		8 認知症高齢者への支援体制の充実
	経常事業	40 シルバーピア (高齢者集合住宅) の運営
		41 特別養護老人ホーム等運営助成・維持管理
		42 特別養護老人ホーム建設費用助成 (入所調整対象分)
		43 高齢者保健福祉計画等の推進
		44 高齢者向け総合情報冊子の発行
		45 都市型軽費老人ホーム建設事業助成
		46 老人福祉施設への入所等措置
47 一人暮らし高齢者等への助成		
48 紙おむつ購入費助成		

基本政策	個別施策（計画事業・経常事業）	
<p style="text-align: center;">I 暮らしやすさ 1番の新宿</p>	<p>2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築</p> <p style="text-align: center;">経常事業</p>	49 補聴器及び杖の支給
		50 特別養護老人ホームの入所調整
		51 徘徊高齢者等緊急一時保護
		52 高齢者緊急ショートステイ事業
		53 高齢者の権利擁護の普及啓発
		54 介護者リフレッシュ支援事業
		55 特別永住者等福祉特別給付金
		56 高齢者在宅サービスセンターの管理運営
		57 介護人材確保・育成支援
		58 介護保険サービス利用者負担の軽減
		59 介護保険制度の運営
		60 介護保険料の収納対策等
		61 介護サービス事業者の質の向上
		62 地域密着型サービス事業者の指定
		63 要支援・要介護認定の実施
		64 介護保険制度の周知
		65 介護給付適正化の推進
		66 介護保険サービス給付費の支給等
		67 介護予防・日常生活支援総合事業の実施
		68 家族介護慰労金支給
		69 徘徊高齢者探索サービス
		70 新宿区シルバー人材センター運営助成等
		71 高齢者福祉活動事業助成等
		72 高齢者クラブへの助成等
		73 敬老事業
		74 高齢者健康増進事業（高齢者福祉大会）
		75 ことぶき館の管理運営
		76 シニア活動館の管理運営
		77 地域交流館の管理運営
		78 高齢者いこいの家の管理運営
79 後期高齢者医療制度		
80 老人性白内障特殊眼鏡等の費用助成		

(3) 第3部会（自治・コミュニティ・文化・観光・産業）

基本政策	個別施策（計画事業・経常事業）	
Ⅲ 賑わい都市・ 新宿の創造	11 魅力ある商店街の活性化に向けた支援	
	計画事業	80 にぎわいと魅力あふれる商店街支援
		81 商店街の魅力づくりの推進
		82 環境に配慮した商店街づくりの推進
		83 商店街空き店舗活用支援
	経常事業	538 生鮮三品小売店活性化事業
		539 商店会サポート事業
		540 新宿区商店会連合会への事業助成
		541 商店街消費拡大推進事業
		542 商店街空き店舗情報の提供

(4) 部会別評価数

部会	個別施策	計画事業	経常事業
第1部会	1 施策	4 事業	9 事業(4 事業)
第2部会	1 施策	3 事業	41 事業(7 事業)
第3部会	1 施策	4 事業	5 事業(4 事業)
合計	3 施策	11 事業	55 事業(15 事業)

※()内は、外部評価意見を付した事業数

4 評価の視点

外部評価に当たっては、内部評価の結果を踏まえ、施策及び事業について、その達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析し、検証した。

(1) 施策評価

個別施策の評価に際しては、以下の四つの分析の視点を踏まえ「総合評価」を行った。また、施策の今後の「取組の方向性」に対して、区民の目線をいかして意見を付した。

施策評価における分析の視点

役割（妥当性）	：各主体はそれぞれの役割に基づき取り組んでいるか。
効率性	：効率的に各事業を実施しているか。
有効性	：区民ニーズの変化に対応しているか。
成果	：目的（めざすまちの姿・状態）の実現に向けて成果を上げているか。

(2) 計画事業評価

計画事業の評価に際しては、評価区分を「計画以上」・「計画どおり」・「計画以下」として、以下の四つの分析の視点を踏まえ「総合評価」を行った。また、「これまでの行政評価を踏まえた対応」、平成30年度の事業の「取組方針」に対して、区民の目線をいかして意見を付した。

計画事業評価における分析の視点

妥当性	：事業対象、担い手は適切か。 事業規模、事業手法は適切か。
効率性	：現状の事業費で十分に効果をあげる創意工夫をしているか。 事業費の規模は費用対効果からみて適切か。
有効性	：区民ニーズの変化に対応しているか。 事業の実施方法を見直すことにより、効果を高めているか。
成果	：事業の成果が分かりやすい指標か。 目的の達成に向けて成果を上げているか。

(3) 経常事業取組状況に対する意見

経常事業については、取組状況を確認した上で意見を付した。

第2章 評価結果

1 評価結果の概要

平成30年度に実施した外部評価結果は以下のとおりである。

個別施策の評価（3個別施策）と当該個別施策を構成する計画事業の評価（11事業）と経常事業の取組状況の確認（55事業）を行った。

個別施策の評価については、3個別施策ともおおむね成果を上げていると評価した。

計画事業の評価については、11の計画事業のうち、9事業を「計画どおり」、2事業を「計画以下」と評価した。

なお、計画事業72「新宿中央公園の魅力向上」については、内部評価は「計画以上」と評価しているが、外部評価は「計画どおり」と評価した。

経常事業の取組状況の確認については、55の経常事業のうち、15事業に外部評価意見を付した。

各評価については、評価結果（17ページ以降）のとおりである。

2 評価結果等の見方

(1) 施策評価

1	基本政策		
	個別施策		
	計画事業		

2	目的（めざすまちの姿・状態）

3	外部評価意見
	【総合評価】
	【取組の方向性に対する意見】
	【その他意見・感想】

1 計画の体系

基本政策：総合計画の基本政策名

個別施策：総合計画の個別施策名

計画事業：当該個別施策を構成する計画事業名

2 目的（めざすまちの姿・状態）

個別施策の推進によりめざす将来のまちの姿や状態

3 外部評価意見

当該個別施策に対する外部評価の視点による意見

【総合評価】：必ず記載

【取組の方向性に対する意見】：意見のある場合に記載

【その他意見・感想】：意見のある場合に記載

(2) 計画事業評価

1	計画事業
	目的
2	事業概要
3	外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
4	外部評価意見
	【総合評価】
	【これまでの行政評価を踏まえた対応に対する意見】
	【取組方針に対する意見】
	【その他意見・感想】
5	内部評価

- 1 計画事業：当該個別施策を構成する計画事業名（第三次実行計画）
- 2 目的：事業実施により達成される事柄
事業概要：第三次実行計画期間における事業実施方法
※枝事業がある場合は、枝事業ごとに記載
- 3 外部評価結果（計画以上／計画どおり／計画以下）
当該計画事業に対する外部評価の結果
- 4 外部評価意見
当該計画事業に対する外部評価の視点による意見
【総合評価】：必ず記載
【これまでの行政評価を踏まえた対応に対する意見】：意見がある場合に記載
【取組方針に対する意見】：意見がある場合に記載
【その他意見・感想】：意見がある場合に記載
- 5 内部評価：当該計画事業の内部評価結果

(3) 経常事業取組状況

1	経常事業
2	事業概要
3	外部評価意見

- 1 経常事業：当該個別施策を構成する経常事業名
- 2 事業概要：当該経常事業の目的、実施内容
- 3 外部評価意見
当該経常事業に対する外部評価の視点による意見

※経常事業取組状況については、外部評価意見を付した事業を掲載

3 評価結果

基本政策	I	暮らしやすさ1番の新宿
個別施策	2	住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築
計画事業	6	高齢者を地域で支えるしくみづくり
計画事業	7	介護保険サービスの基盤整備
計画事業	8	認知症高齢者への支援体制の充実

目的（めざすまちの姿・状態）	
<p>高齢者のだれもが社会貢献活動などを通して意欲的かつ前向きに毎日を過ごすことができ、健康づくりや介護予防にも取り組むことのできる、「心身ともに健やかに いきいきとくらするまち」をめざします。また、保健・医療・介護の体制の充実に加え、多様な担い手による地域のささえ合いや必要なサービスが提供される環境を整備していきます。要支援・要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「だれもが互いを尊重し 支え合うまち」「支援が必要になっても生涯安心してくらするまち」をめざします。</p>	

外部評価意見	
<p>【総合評価】</p> <p>本施策は、最も直接的に暮らしの場を提供する「介護保険サービスの基盤整備」、個々の区民のニーズに寄り添う「認知症高齢者の支援体制の充実」、しくみづくりとしての「高齢者を地域で支えるしくみづくり」という、次元の異なる三つの事業を「住み慣れた地域で暮らし続けられる」という視点から束ねたものであり、区民の目線に沿うものである。これらを一体として捉えて、個々の事業に着実に取り組んでいることから、おおむね成果を上げていると評価する。</p> <p>事業を実施していく上では、高齢期の身体状況に合わせて切れ目なくカバーすることが理想であり、施策としてもそのことをより分かりやすく打ち出していくことが必要ではないか。</p> <p>単身高齢者の増加を課題としてだけ捉えるのではなく、高齢者の誰もがそれぞれ自立して、その人らしい生活ができることを目指して、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援していったほしい。</p> <p>区民、介護事業者、医療機関をはじめとした各関係機関と区との連携や、多世代、多職種の連携の下、それぞれの役割をお互いに理解、尊重し合いながら、地域包括ケアシステムの構築に向けて、取り組んでいくことを期待する。</p>	
<p>【取組の方向性に対する意見】</p> <p>地域支え合い活動について、地域ニーズや担い手となる多世代のニーズを把握しながら、多世代交流を推進して、高齢者が住みやすい地域づくりにつながるよう取り組んでほしい。高齢者を支えることだけでなく、高齢者自身が支える側にもなれる居場所づくりも視野に入れるとともに、若者からシニアまで多世代にわたる担い手の発掘、育成など活動支援の輪が広がっていくことを望む。</p>	

薬王寺地域ささえあい館を中心に、今後の地域支え合い活動が発展していくことを期待する。

【その他意見・感想】

施策全体の取組状況が把握できるような指標を設定し、内部評価の中に成果を上げた事例等を盛り込むことができれば、より分かりやすい評価になるのではないかと。

計画事業	6	高齢者を地域で支えるしくみづくり
------	---	-------------------------

目的
<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の実現に向けて、高齢者を地域で支えるための仕組みづくりを、広く区民、関係者と連携し構築します。</p>
事業概要
<p>① 高齢者総合相談センターの機能の充実 高齢者が住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らしていくことができるよう、地域の中心的な相談機関である高齢者総合相談センターの支援体制の充実を図ります。</p>
<p>② 在宅医療・介護のネットワークの構築 在宅医療・介護資源の把握とリスト(マップ)の作成(更新)・情報発信、在宅医療・病院のネットワークの構築、在宅歯科医療の推進、薬剤師の在宅医療への参加促進、在宅医療・介護の人材育成及びシンポジウム等により、在宅医療・介護のネットワークの構築を図ります。また、在宅医療相談窓口、がん療養相談窓口の充実を図り、在宅医療・介護のネットワークの構築が円滑に行われるよう支援します。</p>
<p>③ 「地域の活力」を生かした高齢者を支えるしくみづくり 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、区民が主体的に地域の担い手となって高齢者の生活を支援する体制を整備していきます。また、継続的に安否確認・見守りを行い、高齢者の孤独死防止を図ります。</p>
<p>④ 高齢者等入居支援 民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。</p>

外部評価結果 (計画以上/計画どおり/計画以下)

計画どおり

外部評価意見

【総合評価】

「高齢者総合相談センターの機能の充実」、「在宅医療・介護のネットワークの構築」、「『地域の活力』を生かした高齢者を支えるしくみづくり」については、それぞれの取組が着実に実施されていることが評価できる。また、四つの枝事業だったものを、第一次実行計画から個々の計画事業として位置付けたことで、それぞれの事業がより充実したものになっていくことを期待する。

今後も、地域包括ケアの推進に向けて、関係部署や関係機関との連携を図りながら取り組んでいってほしい。

しかし、各指標については、数値として表れる達成度が低く、実質的な成果を上げていても

事業の達成度自体が低く見えてしまうため、事業の成果を適切に把握できるよう、事業ごとの特性に応じた、適切なアウトプット指標、アウトカム指標の設定を望む。

【これまでの行政評価を踏まえた対応に対する意見】

「高齢者等入居支援」について、事業の周知をどのように強化するのか具体的に示してほしい。他方、第一次実行計画から、「高齢者や障害者等の住まい安定確保」として枝事業から一つの計画事業として位置付けられ、事業が拡充されたことは評価できる。

今後は、高齢者のみならず障害者等の民間賃貸住宅への円滑な入居が促進されることを期待する。

【その他意見・感想】

指標 3「住民等提案型事業への助成を受け介護予防活動を行っている団体数」について、指標の達成度が低いため、住民等提案型事業の更なる周知を図ることにより、地域包括ケアシステムの理解の輪を拡げ、担い手の発掘が促進されることを期待する。

内部評価

計画どおり

計画事業	7	介護保険サービスの基盤整備
------	---	---------------

目的	
<p>在宅での介護を支援するため、地域密着型サービス(小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム)の事業所を整備するとともに、在宅での介護ができない場合の受入先として、特別養護老人ホームを整備します。</p>	
事業概要	
① 地域密着型サービスの整備	<p>施設整備補助金を活用した公有地や民有地における事業者公募により、地域密着型サービスを整備します。</p>
② 特別養護老人ホームの整備	<p>公有地において、施設整備補助金を活用した民設民営方式による特別養護老人ホームを整備します。</p>
③ ショートステイの整備	<p>公有地において、施設整備補助金を活用した民設民営方式によるショートステイを整備します。</p>

外部評価結果 (計画以上/計画どおり/計画以下)
計画どおり
外部評価意見
<p>【総合評価】</p> <p>民間事業者による介護保険施設等の整備に対し、区が費用の一部を負担し、公有地を活用した地域密着型サービスの整備と特別養護老人ホーム・併設ショートステイの整備が効果的・効率的に実施されており、「計画どおり」と評価する。</p> <p>目標とした介護保険施設の定員数はおおむね達成されているため、今後は整備予定の施設の定員数から更に一步踏み込んだ指標の設定を望む。</p> <p>介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けたいと思う高齢者のため、事業がより一層推進されることを期待する。</p>
<p>【取組方針に対する意見】</p> <p>地価が高い新宿区において、民有地の活用による地域密着型サービスの事業所の整備は難しいことから、関係部署との情報共有、連携を図り、障害者施設や保育施設との合築を視野に入れて、公有地の活用による施設整備を期待する。</p>
<p>【その他意見・感想】</p> <p>今後も、既存施設の有効活用を図り、建物のリノベーション等を取り入れた施設整備が進む</p>

ことを望む。

内部評価

計画どおり

計画事業	8	認知症高齢者への支援体制の充実
-------------	----------	------------------------

目的
「地域包括ケアシステム」の実現に向けて、今後、急速に増加することが見込まれる認知症高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症の早期発見・早期診断体制を推進するとともに、相談体制の充実や認知症についての正しい知識の普及等を行っていきます。
事業概要
<p>① 認知症高齢者の早期発見・早期診断体制の推進</p> <p>医療、介護・福祉の専門職で構成される認知症初期集中支援チームを、高齢者総合相談センター9所に設置し、支援を実施します。</p> <p>認知症診療連携マニュアルを作成し、地域のかかりつけ医などが活用することにより、認知症高齢者の早期発見・早期診断体制を推進します。</p>
<p>② 認知症高齢者支援の推進</p> <p>高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、もの忘れ相談の実施回数を拡充し、相談体制の充実を図ります。また、認知症サポーターが地域の担い手として活躍できるよう地域の活動拠点を拡大します。</p>

外部評価結果 (計画以上/計画どおり/計画以下)
計画どおり
外部評価意見
<p>【総合評価】</p> <p>高齢者総合相談センター9所への認知症初期集中支援チームの設置、認知症診療連携マニュアルの診療所等への配布、もの忘れ相談の実施回数の拡充などを実施し、それぞれの指標の目標値も達成していることから、「計画どおり」と評価する。</p> <p>いずれの指標も目標を達成しているため、今後は、その後の活動内容や成果が見えるような指標の設定を望む。</p> <p>また、認知症当事者に対して、支援しやすい体制、方策になっているのか、認知症当事者の目線で支援を受けやすい充実した体制になっているかなど、今一度、検証して、認知症当事者の声、思いが反映されるように工夫しながら、引き続き、事業に取り組んでほしい。</p> <p>あわせて、子どもに対しても、認知症の周知や知識を高める取組に力を入れてほしい。</p>
<p>【取組方針に対する意見】</p> <p>高齢者総合相談センターの認知症に係るコーディネート機能の更なる向上を望む。</p> <p>認知症サポーターの養成については、認知症に無関心な人をはじめ、より幅広い層の人に養</p>

成講座を受講してもらえように取り組むとともに、講座を受講しただけで終わらないように、その後の仕組みづくりにも工夫してほしい。認知症サポーターによる近隣の高齢者への関わりを通しての気づきが、認知症高齢者の早期発見、早期治療へと結びつくことを期待する。

【その他意見・感想】

認知症に係るコーディネート機能の向上は数値化しにくいものであると考えるが、高齢者総合相談センターと認知症サポート医との連携による具体的な事例が増えていき、それらの情報を共有することで事業のより一層の推進への後押しとなるのではないかと。

内部評価

計画どおり

経常事業	44	高齢者向け総合情報冊子の発行
-------------	-----------	-----------------------

事業概要		
<p>区民を適切な窓口や高齢者サービスの利用につなげることを目的とし、高齢者向け各種事業や相談窓口等の情報を総合的に提供できる冊子として「高齢者暮らしのおたすけガイド」を作成します。</p>		

外部評価意見		
<p>「高齢者暮らしのおたすけガイド」は、内容が充実し、分かりやすい冊子となっている。また、病院の待合室に配架するなどダブルケア世帯への対応にも配慮しながら、事業に取り組んでいる。</p> <p>しかし、冊子は郵送配布しているが、高齢者の中には内容を確認できていないケースも見受けられる。今後も周知方法の更なる工夫を図るとともに、高齢者が手に取って内容を確認できる手段を講じてほしい。</p>		

経常事業	54	介護者リフレッシュ支援事業
-------------	-----------	----------------------

事業概要		
<p>一定の条件に該当する高齢者を在宅で介護する区民に対して、ヘルパーを派遣し、介護に伴う精神的負担の軽減を図るとともに、リフレッシュする機会を創出します。</p>		

外部評価意見		
<p>ヘルパーの派遣は年間 24 時間を限度としているが、在宅で介護する区民にとって、年間 24 時間で十分に対応できているのか、今後も実態を把握しながら、検証を続けてほしい。</p>		

経常事業	61	介護サービス事業者の質の向上
-------------	-----------	-----------------------

事業概要		
<p>事業者の質の向上と育成支援を主眼に、新宿区介護サービス事業者協議会の運営支援、事業者向け研修会の開催、情報提供等を行います。</p>		

外部評価意見		
<p>介護保険サービス事業者表彰制度は一定の役割を終えたため事業終了となったが、事業所の質の低下やモチベーションが下がらないように、新たな制度も検討してほしい。</p>		

経常事業	64	介護保険制度の周知
-------------	-----------	------------------

事業概要		
介護保険制度の趣旨を広く周知するため、「介護保険べんり帳」等の作成・配布、ホームページによるサービス事業者の情報提供を行うほか、介護モニター事業により制度周知と意見聴取を図ります。		

外部評価意見		
趣旨普及業務委託については、委託業者に任せきりにせず、ホームページのアクセス数のフィードバックなど、区でもしっかり把握、検証して、今後も工夫しながら事業を進めてほしい。		

経常事業	72	高齢者クラブへの助成等
-------------	-----------	--------------------

事業概要		
高齢者クラブ連合会や各高齢者クラブの自主的な活動経費の一部を助成するとともに、活動の支援を行うことにより高齢者の社会参加の促進や生きがいの充実、健康増進を図ります。		

外部評価意見		
高齢者クラブの活性化が課題とされているが、集団に参加するのが苦手な高齢者など高齢者の社会参加が多様化していることを視野に入れながら、新たなクラブが立ち上げやすい工夫や雰囲気づくりに取り組んでほしい。その際には、一部の高齢者のためだけの事業にならないように配慮しながら、常に事業を検証していくことも必要ではないか。		

経常事業	74	高齢者健康増進事業（高齢者福祉大会）
-------------	-----------	---------------------------

事業概要		
高齢者クラブ会員や地域交流館等の利用者が、日頃の活動で練習した踊りや唄等を発表することで、自らの生きがいを高め、社会参加の促進を図ります。		

外部評価意見		
高齢者福祉大会は、高齢者自らの生きがいを高める取組として、とても有益なものである。また、本事業のように、予算は比較的低廉でも大きな効果をもたらす事業については、今後も積極的に取り組んでほしい。		

経常事業	78	高齢者いきいの家の管理運営
-------------	-----------	----------------------

事業概要
高齢者が健康でいきがいのある生活が送れるよう、高齢者相互の交流を図る憩いの場として、高齢者いきいの家「清風園」の管理運営を行います。

外部評価意見
施設の現状として、利用者が減少傾向にあり、施設の老朽化に伴う維持管理費の増大が見込まれている。高齢者のニーズが多様化しており、シニア世代を含む高齢者のニーズに合った施設への転換を検討してほしい。

基本政策	Ⅲ	賑わい都市・新宿の創造
個別施策	7	豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備
計画事業	71	新宿らしいみどりづくり
計画事業	72	新宿中央公園の魅力向上
計画事業	73	みんなで考える身近な公園の整備
計画事業	74	清潔できれいなトイレづくり

目的（めざすまちの姿・状態）	
<p>新宿の持つ貴重な水辺やみどりを、未来に引き継ぐべき区民共有の財産として位置づけ、その保全・再生・整備を図ります。また、誰もが安心して利用できる身近な公園や広場等を充実させることで、歩きたくなくなり、ふと立ち寄りたくなる魅力ある楽しいまちをめざします。</p>	

外部評価意見	
<p>【総合評価】</p> <p>屋上緑化・壁面緑化の助成実績が0件であったこと及び公園トイレの設置工事、改修工事が入札不調により実施できなかったことを除いて、関連する個別の事業を着実に推進し、新宿らしいみどりづくりや身近な公園等の整備に関する取組をおおむね予定どおり進めている。これらのことから、個別施策全体として、良好に取り組んでおり、おおむね成果を上げていると評価する。</p> <p>ただし、課題として上がっている屋上緑化・壁面緑化の助成及び公園トイレの工事の入札不調については、今後改善されるよう、制度や周知方法、工事内容等の見直しも含めて適切に取り組んでいくことを望む。</p>	
<p>【取組の方向性に対する意見】</p> <p>生物多様性に配慮した取組をより効果的に推進していくために、外来種（動物、植物）の駆除、容認に関するガイドラインを示してほしい。</p> <p>「都市開発などの動きに併せて整備されるオープンスペースの公園的空間としての有効活用」を進めるに当たっては、オープンスペースの公園的空間としての利用の方向性が、公開空地や有効空地等の建築敷地内の空地における自由度の高い多様な利活用を含めた方向性と相反することにならないよう、十分に配慮して検討してほしい。</p>	

計画事業	71	新宿らしいみどりづくり
------	----	-------------

目的
道路、公共施設や民有地を対象に、既存のみどりの保全と新宿らしい特色あるみどりの創出と、新宿のシンボルとなる「りっぱな街路樹」のある道路空間(新宿グリーンシンボルロード)を目指し、道路整備事業に合わせて緑量のある街路樹を植栽することで、うるおいのある都市空間を形成します。
事業概要
<p>① 新宿らしい都市緑化の推進</p> <p>公共施設において、生物多様性にも配慮しながらみどりの保全及び緑化推進を行うとともに、区立公園等の植栽空間の再整備を行う「花の名所づくり」を進めます。</p> <p>また、建築物の屋上や壁面の緑化を図るために工事費の助成や普及啓発を行います。</p>
<p>② 樹木、樹林等の保存支援</p> <p>大きな樹木等を保護樹木等に指定します。民有地で指定した保護樹木等については、維持管理費の支給や賠償責任保険への加入などにより維持管理の支援を行います。</p>
<p>③ 新宿りっぱな街路樹運動</p> <p>道路整備事業や再開発事業等にあわせて、緑量のある街路樹を整備することで、新宿のシンボルになる「りっぱな街路樹」のある道路空間を目指します。</p>

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
<p>【総合評価】</p> <p>指標 2「屋上等緑化助成件数」及び指標 3「屋上等緑化助成実施面積」を除き、他の指標は目標をおおむね達成していることから、事業全体としては、計画どおり進んでいると評価する。</p> <p>屋上緑化・壁面緑化については、これまでの周知方法に加え、様々な工夫をしながら周知活動を行っているにもかかわらず、屋上等緑化助成の実績が0件であったことは大きな課題として受け止めるべきである。本制度の目的や区民ニーズを十分に考慮した上で、実施内容、周知方法等について総合的な視点で検証し、より実効性のある制度へ見直していく必要があると考える。</p> <p>保護樹木の指定については、区内のみどりの保全に対し一定の効果があると考え、区民に対する周知活動をより積極的にを行うとともに、今後も着実に取組を推進していくことを望む。ただし、保護樹木の指定や解除に当たっては、とりわけ解除に対してより慎重に対応するなど、保護樹木を減らさないようにする仕組みづくりを検討していく必要がある。</p>

【これまでの行政評価を踏まえた対応に対する意見】

「既存のみどりの保全と新宿らしい特色あるみどりの創出の取組を継続する」とのことであるが、屋上等緑化助成については、実績が低い状況が続いている。これまでの外部評価意見においても指摘を受けていることから、更なる改善が必要であると考えます。

「緑被率や緑視率を表現し得る有効な目標の設定」に当たっては、地区ごとに目標を設定するなど、各地区の現状を十分に把握し、それぞれの特性をいかした目標となるように検討してほしい。

【取組方針に対する意見】

公共施設の緑化に当たっては、民間施設の緑化の模範となるよう、例えば、通常よりも高い緑化基準にするなど、より積極的に緑化の推進を図ってほしい。

保護樹木の指定については、引き続き取組を進めていくとともに、保護樹木を減らさないための工夫も必要であると考えます。

【その他意見・感想】

貴重なみどりを大切にしていくという区民の意識を涵養していくために、区のみどりに関する制度や取組について、周知・啓発活動のより一層の強化に努めてほしい。

内部評価

計画どおり

計画事業	72	新宿中央公園の魅力向上
------	----	-------------

目的
新宿中央公園の魅力をより高め、誰もが足を運びたくなる公園にするため、「新宿中央公園の魅力向上」のための計画を策定し、新宿中央公園の特色や魅力をさらにいかして、にぎわいのある公園づくりを進めます。
事業概要
「新宿中央公園の魅力向上」のための計画を策定し、新宿中央公園の特色や魅力をさらに活かして、にぎわいのある公園づくりを進めます。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
<p>【総合評価】</p> <p>公園トイレ（水の広場）の設置工事が入札不調により実施できなかったため、計画以上とは言えない。ただし、「新宿中央公園魅力向上推進プラン」を策定し、新宿中央公園の魅力向上に向けて、周知活動を行い、着実に事業を実施している。また、同プランに基づき公園トイレのネーミングライツの公募など優先度の高い事業に早期に取り組むとともに、点検により危険性が判明した大型複合遊具の再設置を行うなど、迅速に対応している。以上のことから、事業全体としては計画どおりと評価する。</p>
<p>【これまでの行政評価を踏まえた対応に対する意見】</p> <p>新宿中央公園の魅力向上に向けた取組に当たっては、地域住民、公園利用者、民間事業者等の様々な担い手の意見を踏まえていくとともに、それらの担い手とどのように協力・連携していくかについても十分に検討してほしい。</p>
<p>【取組方針に対する意見】</p> <p>新宿中央公園が、更に魅力ある公園となるよう、「新宿中央公園魅力向上推進プラン」に基づく取組を効果的に進めていくことを期待する。なお、その際には、以下の2点に留意してほしい。1点目として、民間活力の導入に当たっては、事業の質の高さ、企画力等を考慮して、公園の魅力向上につながるよう取り組んでほしい。2点目として、新宿中央公園は区立公園最大のみどりを有していることから、豊かなみどりを維持するとともに、みどりをいかした公園づくりを進めてほしい。</p>
<p>【その他意見・感想】</p> <p>新宿中央公園は、災害時の避難場所として位置付けられていることから、防災機能の強化や</p>

発災時の対応などの視点も含めて、公園づくりに取り組んでほしい。

また、公園へのアクセス向上のため、引き続き、周辺の案内標識等の整備に努めてほしい。

内部評価

計画以上

計画事業	73	みんなで考える身近な公園の整備
------	----	-----------------

目的
地域の公園の整備に当たって、公園周辺の住民と協働して整備計画案を作成するなど、住民参加による公園の整備を行います。
事業概要
<p>区民との協働による公園の整備</p> <p>地域住民が参加するワークショップなどを行い、協働により公園の整備計画を作成の上、整備工事を実施します。</p>

外部評価結果 (計画以上/計画どおり/計画以下)
計画どおり
外部評価意見
<p>【総合評価】</p> <p>など児童遊園の再整備について、地域住民と協働し、地域の利用ニーズを反映した再整備計画を作成したことから、計画どおり事業が進んでいると評価する。</p>
<p>【取組方針に対する意見】</p> <p>本事業による公園の整備は、2か年に1園ずつ実施されている。ほかにも整備が求められている公園があることから、整備に当たっては、1年に二つの公園を同時に実施できないか。例えば、1園は再整備計画の作成、1園は整備工事とプロセスをずらして同時に実施していくなど、予算の増額も含めて、より積極的に取組を進めていくことを望む。</p> <p>また、地域住民と協働して公園づくりを進めていくことで、整備計画案の作成に向けた意見交換会に参加した地域住民が公園サポーターになるなど、整備後の公園の維持管理等への地域住民の参加も期待できる。今後もこのような取組を丁寧に進めていくとともに、地域の生活の豊かさにつながるような公園づくりをしてほしい。</p>

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	74	清潔できれいなトイレづくり
------	----	---------------

目的
老朽化した公園トイレと公衆トイレを、清潔でバリアフリーに配慮した誰もが利用しやすいトイレに改修します。
事業概要
公園トイレや公衆トイレを、清潔でバリアフリーに配慮した誰もが利用しやすいトイレに改修します。

外部評価結果 (計画以上/計画どおり/計画以下)
計画以下
外部評価意見
<p>【総合評価】</p> <p>山伏公園と新左門児童遊園のトイレの改修工事が入札不調により実施されておらず、市谷本村町・加賀町地区地区計画に基づき進められている民間事業者による公園の整備も予定より遅れていることから、計画以下と評価する。</p>
<p>【これまでの行政評価を踏まえた対応に対する意見】</p> <p>区ホームページにおけるトイレの整備に関する情報については、清潔できれいなトイレづくりのための指針が掲載されているが、整備する地域や整備期間等、具体的な内容の掲載を望む。今後は、整備箇所が決まり次第、迅速に公開してほしい。</p>
<p>【取組方針に対する意見】</p> <p>公園トイレ、公衆トイレの整備に当たっては、より効果的、効率的に整備を進めていくため、仕様の標準化や設計の統一化を図る必要があるのではないか。</p>

内部評価	計画以下
------	------

経常事業	477	地域に根ざした緑の普及や啓発
-------------	------------	-----------------------

事業概要
<p>講座・イベントの開催、みどりの巡回サービス、商店街と協働でハンギングバスケットの維持管理を行うなど、区民が暮らしの中でみどりとふれあう機会を増やし、地域に根ざしたみどりの普及や啓発を行います。また、区民グループや地域の団体とみどりの協定を結び、緑化材料を支給し、地域の緑化を推進します。</p>

外部評価意見
<p>みどりの普及や啓発における講座やイベントについては、個人や団体に対する普及・啓発にとどまるのではなく、その内容のアフターフォローも含めて、地域でみどりの普及活動を担う人材の育成に発展するよう工夫してほしい。</p>

経常事業	478	みどりの推進審議会の運営
-------------	------------	---------------------

事業概要
<p>新宿区におけるみどりの保護と育成に関する重要な事項を調査、審議するために設置する「新宿区みどりの推進審議会」を運営します。みどりの保護と育成に関する計画、保護樹木等の指定、解除等について審議します。</p>

外部評価意見
<p>みどりの推進審議会の開催内容については、区ホームページにおいて公開されているが、会議の内容をより分かりやすく区民に伝えるため、議事録のほかに会議概要についても掲載してほしい。</p>

経常事業	479	みどりのしくみづくり
-------------	------------	-------------------

事業概要		
<p>みどりの保全と創出のため、新宿区みどりの条例に基づき、敷地面積 250 m²以上の建築等を行う際に緑化計画書の認定を行い、工事完了後に履行を確認します。また、新宿区みどりの基本計画の見直しを10年に一度、みどりの実態調査を5年に一度行います。</p>		

外部評価意見		
<p>みどりに対する区民の意識向上を図るため、「新宿区みどりの基本計画(改定)」(平成30年3月策定)のより積極的な周知活動を望む。</p>		

経常事業	485	公園のサポーター制度
-------------	------------	-------------------

事業概要		
<p>区民等に自発的かつ自主的に公園を管理してもらう「公園サポーター」制度により、公園の清掃や花壇管理等を区民等と協働して進めることで、公園のより快適な環境の実現と活性化を図ります。</p>		

外部評価意見		
<p>公園サポーター制度については、公園のより良い維持管理に向けて、公園サポーター同士の相互交流や情報交換を促す仕組みづくりに取り組んでほしい。</p>		

基本政策	Ⅲ	賑わい都市・新宿の創造
個別施策	11	魅力ある商店街の活性化に向けた支援
計画事業	80	にぎわいと魅力あふれる商店街支援
計画事業	81	商店街の魅力づくりの推進
計画事業	82	環境に配慮した商店街づくりの推進
計画事業	83	商店街空き店舗活用支援

目的（めざすまちの姿・状態）	
魅力ある商店街づくりを進め、暮らしやすさと賑わいの調和がとれた、人々のふれあいと交流のあるまちをめざします。	

外部評価意見	
<p>【総合評価】</p> <p>「商店街活動に対する支援」については、商店街の活性化に向けて、一定の成果を上げているものの、「商店街空き店舗活用支援」「商店街消費拡大推進事業」「生鮮三品小売店活性化事業」など課題を抱えている事業もあり、事業の見直しの検討が必要ではないか。</p> <p>「商店街活動の参考となる情報の提供」に係る支援については、商店会情報誌等の活用により情報の提供、共有が図られている。</p> <p>「地域の多様な主体との連携」に係る支援については、大学との連携により、地域の魅力発見を推進し、にぎわいづくりが図られている。</p> <p>これらのことから、個別施策全体としては、区民ニーズ、消費者ニーズが多様化する中で、改善を要する事業も見受けられるが、おおむね成果を上げていると評価する。</p> <p>今後も、町会・自治会などの地域コミュニティと連携して、それぞれの地域ビジョンを明確にしなが、商店街の更なる活性化のための支援に取り組んでいくことを期待する。</p>	
<p>【取組の方向性に対する意見】</p> <p>商店会サポーターによる支援の必要性が大きくなっていくため、今後の更なる活用に期待する。</p> <p>また、商店会情報誌の一般向け配布は良い取組であり、配布先の拡大も検討してほしい。</p> <p>地域の多様な主体との連携については、4 大学との連携を継続していくとともに、事業の検証を行いながら、定着化に向けて取り組んでほしい。</p>	
<p>【その他意見・感想】</p> <p>商店会のビジョンを商店会自らが検討する機会の提供や商店会自体のモチベーションの向上が図られるための支援を検討してほしい。</p>	

計画事業	80	にぎわいと魅力あふれる商店街支援
------	----	------------------

目的
商店街におけるにぎわいの創出や商店街の魅力づくりに向けたイベントなどの取組を事業助成により支援することで、地域コミュニティの担い手である商店街の活性化を図ります。
事業概要
区内商店会が自主的に実施するイベント(イベント事業)や施設整備、マップ作成等の取組(活性化事業)に対して補助金を交付し支援します。

外部評価結果 (計画以上/計画どおり/計画以下)
計画どおり
外部評価意見
<p>【総合評価】</p> <p>商店会サポーターの活用やイベントなどの事業助成を行い、商店街の活性化において、一定の成果を上げていると評価する。</p> <p>商店会サポーターによる助成事業の資料作成時のフォローなどの活動は評価できる。今後も商店会サポーターのより一層の活用を望む。</p> <p>なお、店主の高齢化や後継者不足などの課題がある中で、支援の内容や方法を更に検討し、明確にしてほしい。</p> <p>町会・自治会をはじめとした地域コミュニティとの連携、個々の商店街が課題を認識する機会や商店街から消費者に向けての取組など、補助金に関するだけでなく、幅広く商店街の魅力づくりに向けた支援に取り組んでいくことを期待する。</p>
<p>【これまでの行政評価を踏まえた対応に対する意見】</p> <p>計画事業 82「環境に配慮した商店街づくりの推進」との事業統合により、事業がより効果的に推進されることを期待する。</p>
<p>【取組方針に対する意見】</p> <p>商店会の組織力の低下が懸念される中で、より効果的なイベントが実施できるかは商店会の自発的な努力によるところが大きいが、事業助成を通じて、今後の商店会のビジョンについて、商店会が自ら考え、改善する機会を提供できるように取り組んでほしい。</p> <p>また、商店会サポーターを積極的に活用して、町会・自治会、大学等各種学校、NPO等と連携し、商店会同士の連携を視野に入れたイベントに期待する。</p>
<p>【その他意見・感想】</p> <p>新宿区商店会連合会ホームページ「新宿ルーペ」へのイベント掲載は必要と考えるが、イベ</p>

ント情報が少なく、個々の商店の情報が更新されていない場合も散見される。誰もが利用しやすいホームページとなるように改善してほしい。

内部評価

計画どおり

計画事業	81	商店街の魅力づくりの推進
-------------	-----------	---------------------

目的
<p>商店会、店主向けの情報誌を発行し、商店経営・商店街活動の参考となる情報を提供し、商店街の魅力づくりを推進します。また、区内大学と地域との連携を進め、大学が持つ専門性のほか、教職員や学生などの人的資源の活用により、商店会の課題解決に向けた取組を支援します。</p>
事業概要
<p>区内商店会向け情報誌「新宿商人」を発行し、特徴ある商店会活動の事例紹介や商店経営に有効な情報を提供するなど、区内商店会の新たな魅力の発掘を行います。</p> <p>大学が持つ専門性のほか、教職員や学生などの人的資源の活用により、商店会の課題解決に向けた事業の支援を行います。</p>

外部評価結果 (計画以上/計画どおり/計画以下)
計画どおり
外部評価意見
<p>【総合評価】</p> <p>商店会情報誌「新宿商人」の発行や大学との連携による商店街支援事業については、おおむね成果を上げており、「計画どおり」と評価する。</p> <p>商店会情報誌については、商店会に有益な取組事例などの情報を提供し、共有できていること、また、商店会員のみの配布だったものが、一般の区民にも配布するようにしたことは評価できるが、商店会や店舗の紹介だけではなく、商店会の集客方法、子どもや高齢者への配慮事例、消費者の生の声を掲載するなど、もう少し工夫の余地があるのではないか。あわせて、活用方法が十分か検証し、より有効な活用が図られることを期待する。</p> <p>大学との連携による商店街支援事業については、3年間の補助が終了した際の事業の継続、見直しも含めて、しっかりと検証しながら、取り組んでほしい。</p>
<p>【これまでの行政評価を踏まえた対応に対する意見】</p> <p>区がコーディネートを行い、大学と商店会等がコラボレーションすることは、若者を地域に呼び込むきっかけにもなり良い取組であると考えます。それらの取組が一過性に終わらないようにフォローアップを望む。</p>
<p>【取組方針に対する意見】</p> <p>大学との連携による商店街支援事業については、現在、大学と連携している4事業は、各商店会の特色をいかしながら活動を進めているため、定着化に向けて、取り組んでほしい。また、商店街の新たな魅力の発見にもつながるため、他の大学との連携についても、推進していくこ</p>

とを期待する。

【その他意見・感想】

区内の商店会は、地域性、規模、歴史などが多様であることから、一律に捉えるのではなく、それぞれの特色をいかし、各商店会の課題を個別に検討し対応していくことも必要ではないか。

内部評価

計画どおり

計画事業	82	環境に配慮した商店街づくりの推進
------	----	------------------

目的
商店街におけるLED街路灯設置などの環境対策への取組に対し、区が事業助成による支援を行うことで、環境に配慮した商店街づくりを推進していきます。
事業概要
区内商店会が自主的に実施するLED街路灯設置などの環境対策への取組に対して補助金を交付し支援します。

外部評価結果 (計画以上/計画どおり/計画以下)
計画どおり
外部評価意見
<p>【総合評価】</p> <p>本事業は、環境面、防犯面からも有益な事業であり、着実に推進されていることから「計画どおり」と評価する。</p> <p>引き続き、LED化のメリットを情報提供しながら、利用促進に取り組んでほしい。</p>
<p>【これまでの行政評価を踏まえた対応に対する意見】</p> <p>LED化による電気使用量について、区民に分かりやすく示していくことは評価できる。今後は、改修投資費用全体の費用対効果についても公表することを検討してほしい。</p>
<p>【取組方針に対する意見】</p> <p>LED化による電気使用量の数値を情報提供することは利用促進につながり、有効であると思われるので、積極的に取り組んでほしい。</p> <p>商店会サポーターの活用や情報誌などを通じて、安全安心なまちづくりや環境に配慮した商店街づくりのため、来街者や消費者にLED化の有効性や成果をアピールするPR活動を期待したい。</p>
<p>【その他意見・感想】</p> <p>街路灯のLED化のほかに、ドライミストの導入も事業助成の対象になっている。夏の猛暑日に対応するため、ドライミストの導入についても、商店会への周知や導入に向けての対策等を検討してはどうか。</p>

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	83	商店街空き店舗活用支援
------	----	-------------

目的
<p>新宿区内の商店会等に参加した、商店街の空き店舗を活用して創業する事業主や、空き店舗を改修して新たに貸出しを考える店舗オーナーに対して、区が信用保証料と貸付利子を全額補助する融資をあっせんすることにより、商店街に活力ある事業者を呼び込み、賑わいあふれる商店街の創出を図ります。</p>
事業概要
<p>商店街の空き店舗を活用して創業する事業者及び空き店舗を改修して新たに貸出しをする空き店舗オーナーに対する融資をあっせんし、信用保証料と利子を全額補助します。</p>

外部評価結果 (計画以上/計画どおり/計画以下)
<p>計画以下</p>
外部評価意見
<p>【総合評価】</p> <p>指標 1「空き店舗活用支援融資貸付件数」の目標値 10 件に対して、実績が 3 件であり、「計画以下」と評価する。</p> <p>今後は、事業の課題を把握、検証して、周知方法等の改善を図り、より有効な支援策として、利用促進につながることを期待する。</p>
<p>【これまでの行政評価を踏まえた対応に対する意見】</p> <p>本事業について、区ホームページや商店会情報誌へ積極的に掲載し、より広く周知していくことで、新宿区商店街空き店舗検索サイトへの更なるアクセス増加を期待する。</p>
<p>【取組方針に対する意見】</p> <p>空き店舗活用支援融資の利用実態をしっかりと検証して、利用要件や他の資金と併せた活用方法の検討にいかしてほしい。また、経常事業 542「商店街空き店舗情報の提供」の中の新宿区商店街空き店舗検索サイトとの連携、活用についても改善を望む。</p> <p>平成 30 年度からは経常事業となるが、引き続き利用促進に向けて取り組んでほしい。</p>
<p>【その他意見・感想】</p> <p>空き店舗対策の必要性とその効果について、現状の結果から検証も必要ではないか。</p> <p>また、空き店舗を、NPO 法人等とコラボレーションして、高齢者カフェ、食堂、趣味教室など積極的に活用してはどうか。</p>

内部評価	計画以下
------	------

経常事業	538	生鮮三品小売店活性化事業
-------------	------------	---------------------

事業概要
<p>区民に新鮮で良質な生鮮三品(青果、鮮魚、食肉・食鳥)を提供するために設立された生鮮三品小売店連絡会が行う消費者との交流事業や、販売促進の取組等の自主的な活動に対する支援を行います。また、連絡会員への研修会を行います。</p>

外部評価意見
<p>活性化事業として、一定の成果を上げているが、生鮮三品小売店連絡会の加盟店が年々減少している中で、取組内容や実績の規模の縮小や、形骸化が懸念される。事業見直しや改善に向けての検討が必要ではないか。</p>

経常事業	539	商店会サポート事業
-------------	------------	------------------

事業概要
<p>商店会の活性化のため、専門知識のある商店会サポーター(非常勤職員)を配置し、区内の商店会及び同業組合の支援を行います。</p>

外部評価意見
<p>商店会活性化のため、専門知識のある商店会サポーターの活躍に大いに期待する。にぎわいや魅力づくりといった支援活動に積極的に取り組んでほしい。</p> <p>ただし、区内商店会・同業組合 92 団体に対して、4 名のサポーターが分担して活動しているが、助成事業の申請から実績報告のフォロー等の実務支援の負担が大きいのではないか。</p>

経常事業	540	新宿区商店会連合会への助成事業
-------------	------------	------------------------

事業概要
<p>地域商業の振興を図るため、新宿区商店会連合会(以下、区商連)が自主的に行う事業に対し、補助対象経費の2/3(上限額1,000千円)の助成を行います。</p>

外部評価意見
<p>事業助成の申請に至らない要因を分析の上、助成規模、内容、方法などの改善が必要ではないか。また、助成事業の実施後の検証やフォローをしっかりと行ってほしい。</p>

経常事業	541	商店街消費拡大推進事業
-------------	------------	--------------------

事業概要
<p>商店街における消費拡大と活性化を図るため、区内全域の商店街で一斉にスクラッチくじ方式の抽選券を配布し、金券が当たるキャンペーンを、新宿区商店会連合会に委託して実施します。</p>

外部評価意見
<p>スクラッチくじ方式抽選券は、換金率69.9%という結果をみると、消費者にとって魅力のあるイベントかどうか疑問である。また、スクラッチくじ方式抽選券がどの程度消費拡大に寄与しているか、その効果が分かりにくい。</p> <p>消費拡大推進事業のアンケート結果を踏まえて、事業内容を検証し、より効果的な事業となることを期待する。</p>

第3章 今後に向けて

今年度の評価作業は、各部会で一つの個別施策を選定し、それらを構成する計画事業の評価と経常事業の取組状況の確認をした後に、個別施策を評価するというプロセスで実施した。

本章に取りまとめる「今後に向けて」の意見は、審議の過程及びその後の全体会で各委員から出された意見を総括したものである。外部評価委員会としては、これらの内容を踏まえ、より効果的な評価となるよう、来年度の評価に取り組んでいきたいと考える。

区におかれても、この「今後に向けて」の章での意見を踏まえて、引き続き、行政評価の質の向上に取り組んでいただきたい。

1 指標や目標設定について

指標の設定や達成状況において、事業の実質的な成果が、数値として表れる指標の達成度に必ずしも反映されていない事業があり、達成度にとらわれることなく、事業の進捗状況等を勘案して評価する場合があっても良いと考える。

指標の設定に当たっては、単に事業の進捗状況を示すものではなく、事業目的の成果を的確に表現し得るものであるか、検証してほしい。

あわせて、事業によっては、その性質上、事業目的に沿ったアウトプット指標、アウトカム指標を設定しにくいものもあるが、更なる工夫をしてほしい。

2 内部評価の分かりやすい記載について

内部評価シートでの記載内容は以前に比べて分かりやすくなっている。ただし、内部評価シートに記載されている評価理由だけでは、目標を達成することがどの程度困難であるか分からない場合もあり、より丁寧な説明が必要である。引き続き、区民への説明責任を果たすためにも、区民に分かりやすい説明に努めてほしい。

3 内部評価シートの改善について

計画事業評価シートについては、年々、改善が図られているが、引き続き、情報の質と量の適正化を図り、分析の視点など評価内容がより分かりやすいものとなるように工夫してほしい。

施策評価シートについては、個別施策を構成する計画事業の事業実績や経常事業の取組状況の羅列など、計画事業評価シートと同じような内容の記載になりがちなため、更なる工夫が必要である。

また、施策自体の達成状況を数値で測ることが難しい面があるため、目標設定の項目は参考情報とすることが適当であると考えます。

4 ヒアリングについて

事前に、部会に分かれて、施策体系などの内容の理解や疑問点の整理、事前質問を含めたヒアリング事項の確認、調整などを行い、それらを踏まえて所管課とのヒアリングに臨むことが有効である。

今年度は、事務局から評価対象施策、事業について説明を受けた上で、部会の中で疑問点や質問事項の洗い出しを行ったが、今後は、ヒアリングをより効率的に進めるために、事前の学習会の内容を更に工夫する必要がある。

また、ヒアリングを行った段階で、更なる疑問点、確認したい点などが生じる場合もあり、日程上の制約の中でも、これらを解消するため、事後質問のより効果的な実施などの工夫が必要である。

5 現地視察について

内部評価シートだけでは分からない部分が実際に現場を見てみると分かることが多くあり、現地視察は評価の際にとっても有益な活動であり、引き続き実施していくべきである。

現地視察については、視察場所をどのように選定するのか、いつ実施するのかなど、所管課との調整も考慮して、あらかじめ早い時期から検討していく必要がある。

例えば、視察に絡めて事業の目的を確認した上で、ヒアリングに臨むような形も考えられるのではないかと。そのため、実施時期については、所管課とのヒアリング前、あるいは、ヒアリングの途中に実施することも考えられる。

今後も、ヒアリングや評価の取りまとめを適切な時期に実施し、十分な時間の確保と現場の実態把握の機会をより充実していく必要がある。

6 外部評価意見について

外部評価意見を読んだだけでは、必ずしも十分に趣旨が伝わらない場合がある。部会での議論の内容が外部評価意見の中に十分に反映しきれていないのではという意見もある。

例えば、外部評価のまとめ方として、内部評価シートと同じように、分析の視点の項目ごとに行うことで、外部評価と内部評価の意見の相違をより細部まで明確にできるのではないかと。今後、外部評価の意見の表現方法を工夫していく必要がある。

施策評価シートの総合評価の書き方として、個別の事業の評価の積み重ねでの評価（個々の事業の評価の再掲）となっている。ある意味、個々の事業の意見を積み重ねたような形での評価にならざるを得ない面もある。個別施策の評価に当たって、どのような評価の形を確立していくのが課題である。

施策評価の対象となった施策、事業について、より深い視点で評価をしていく必要があると、個別施策の総合評価については、個々の事業の実績について言及するというよりも、施策全体としてどうなのか、どのような方向性に持っていくべきなのかということを書くような形式にしていくことも考えられるのではないかと。

7 事業そのものについての評価について

外部評価は、内部評価の結果を踏まえて、施策及び事業について、その達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析し、及び検証しているが、どうしても事業そのものに関する意見を述べざるを得ないこともある。

事業そのものに関する意見については、外部評価としての理由などを明確に説明した上で、「総合評価」や「その他意見・感想」等で述べることにしているが、今後は、位置付けも含めて更なる工夫が必要である。

8 内部評価と外部評価の関係について

外部評価の役割は、行政評価の対象となった施策及び事業について、その達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析し、及び検証することである。

その意味では、外部評価の対象は内部評価そのものではない。しかしながら、外部評価に当たっての時間的制約、情報の効果的な把握などのため、内部評価の結果を中心的な参考資料とすることには妥当性があると考えられる。このことにより、評価作業の過程では内部評価自体の内容について議論が集中する場面が少なからずみられ、評価対象の認識の共有化が課題である。

また、今年度の委員会の結論として、内部評価結果と異なる評価を外部評価として行う場合、その相違について理由を付すべきであるとしたが、この点についても、両評価の関係を検討する上で、引き続き検討課題としたい。

以上、外部評価作業において、内部評価シートの重みをどのように定めるか。あくまで参考資料とするのか、一定の位置付けとするのかなど、今後の評価作業を通じて、検証していく必要がある。

9 行政評価のより一層の活用について

外部評価結果が、どのように反映され、それを受けて、区がどのように事業等を改善したかについては、今年度より内部評価シートに示されているが、引き続き、区民への説明責任を果たしてほしい。

あわせて、行財政運営の中で、評価結果を踏まえて、事業の見直しや予算編成作業への連動などPDC Aサイクルをより一層徹底し、区民の視点に立った分析及び検証が実現できる行政評価制度となるように引き続き取り組んでほしい。

今年度は、第4期のスタートの年であり、新たな方法での外部評価を行ったが、上記で述べたとおり様々な成果と課題を確認することができた。来年度に向けて、これらの事項について丁寧に検討し、より効果的、効率的で、かつ区民、行政の双方から前向きに受け止めてもらえる外部評価となるよう、改善を図りながら、しっかりと取り組んでいきたい。

<資料>

1 新宿区外部評価委員会委員名簿

	氏名		
第1部会 まちづくり 環境 みどり	星 卓志	工学院大学建築学部まちづくり学科 教授	会長 部会長
	齋藤 朗	公募区民	
	藤川 裕子	公募区民	
	板本 由恵	新宿区エコライフ推進協議会	
	野澤 秀雄	新宿区防災サポーター連絡協議会	
第2部会 福祉 子育て 教育 暮らし	大島 英樹	立正大学法学部法学科 教授	副会長 部会長
	栗原 真吾	公募区民	
	長崎 恵子	公募区民	
	鶴巻 祐子	新宿子育てメッセ実行委員会	
	鱒沢 信子	民生委員・児童委員協議会	
第3部会 自治 コミュニティ 文化 観光 産業	山口 道昭	立正大学法学部法学科 教授	部会長
	岸本 幸子	公募区民	
	田中 健士	公募区民	
	小菅 知三	新宿区町会連合会	
	横倉 泰信	新宿区商店会連合会	

2 新宿区外部評価委員会条例

平成 19 年 6 月 21 日

条例第 45 号

改正 平成 20 年 3 月 19 日条例第 1 号

(目的及び設置)

第 1 条 行政評価の客観性及び透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保するため、区長の附属機関として、新宿区外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 行政評価 新宿区(以下「区」という。)が実施する施策及び事業について、区長が別に定める成果指標等を用いることにより、その達成度、効率性、成果、妥当性等を分析し、及び検証することをいう。

(2) 外部評価 区の機関(議会を除く。)が実施した行政評価の結果を踏まえ、当該行政評価の対象となった施策及び事業について、その達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析し、及び検証することをいう。

(委員会の所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 外部評価を実施し、その結果を区長に報告すること。

(2) その他行政評価に関し必要な事項について、区長の諮問に応じて調査し、審議し、答申すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

(1) 学識経験を有する者 3 人以内

(2) 区民 6 人以内

(3) 区内各種団体の構成員 6 人以内

(委員の任期等)

第 5 条 委員の任期は 4 年以内とする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員の解職)

第 6 条 委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、区長は、その職を解くことができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 委員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(会長及び副会長)

第7条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(部会)

第9条 委員会は、調査及び審議の効率的な運営を図るため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属すべき委員のうちから会長がこれを指名する。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を総括し、並びに部会の調査及び審議の経過並びに結果を委員会に報告する。

(委員以外の者の出席等)

第10条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総合政策部行政管理課が担当する。

(平成20年条例第1号・一部改正)

(公表)

第12条 区長は、第3条第1号の規定による報告を受けた外部評価の結果を公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(平成20年条例第1号・一部改正)

附 則

[以下 略]

3 新宿区行政評価制度に関する規則

平成 26 年 3 月 31 日
新宿区規則第 26 号

(目的)

第 1 条 この規則は、新宿区（以下「区」という。）の行政評価制度に関し必要な事項を定めることにより、区が実施する施策及び事業の適切な進行管理を図り、効果的かつ効率的な区政運営に資するとともに、区政運営について区民への説明責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 行政評価制度 次に掲げる一連の手続をいう。

ア 第 3 条から第 5 条までの規定による内部評価の実施及びその結果の公表

イ 第 6 条の規定による外部評価の実施及びその結果の公表

ウ 第 7 条の規定による総合的判断及びその結果の公表

(2) 行政評価 区が実施する施策及び事業について、区長が別に定める成果指標等を用いることにより、その達成度、効率性、成果、妥当性等を分析し、及び検証することをいう。

(3) 内部評価 区の機関（議会を除く。）が実施する行政評価をいう。

(4) 外部評価 内部評価の結果を踏まえ、当該内部評価の対象となった施策及び事業について、その達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析し、及び検証することをいう。

(5) 部等 新宿区組織条例（昭和 49 年新宿区条例第 3 号）第 1 条に規定する部、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査事務局をいう。

(6) 部長等 部等の長（会計室にあつては会計管理者、教育委員会事務局にあつては教育委員会事務局次長）をいう。

(内部評価の実施の時期及び対象)

第 3 条 内部評価は、毎年度実施するものとし、その時期並びに対象とする施策及び事業は、年度ごとに区長が別に定める。

(内部評価委員会の設置)

第 4 条 内部評価を適正に実施するため、部等ごとに、内部評価委員会を置く。

2 内部評価委員会は、部長等及び課長（これらに相当する職にある者を含む。）その他部長等が指定する職員をもって構成し、部長等が主宰する。

(内部評価の実施及びその結果の公表)

第 5 条 内部評価委員会は、第 3 条の規定により内部評価の対象とされた施策及び事業（以下「評価対象施策・事業」という。）のうち当該部等に係るもの（教育委員会事務局に置かれる内部評価委員会にあつては、中央図書館に係るものを含む。）について、総合

政策部長と協議の上、内部評価を実施するものとする。

2 部長等は、前項の規定により実施した内部評価の結果を区長に提出するものとする。

3 区長は、内部評価の結果を決定したときは、これを速やかに公表するものとする。

(外部評価の実施及びその結果の公表)

第6条 外部評価の実施及びその結果の公表については、別に定めるところによる。

(総合的判断及びその結果の公表)

第7条 部長等は、内部評価及び外部評価の結果を踏まえ、評価対象施策・事業のうち当該部等に係るもの(教育委員会事務局次長にあつては、中央図書館に係るものを含む。)について、総合政策部長と協議の上、その方向性を検討し、その結果を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の規定により提出された同項の結果に基づき、評価対象施策・事業について、その方向性を総合的に判断し、その結果を速やかに公表するものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、総合政策部長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

この報告書は、新宿区外部評価委員会から新宿区長に対して報告された外部評価実施結果について、新宿区外部評価委員会条例第12条に基づき公表するために、印刷製本したものです。

平成30年度 外部評価実施結果報告書

印刷物作成番号
2018-15-2102

発行年月 平成30年12月

編集・発行 新宿区総合政策部行政管理課 電話 03-5273-4245 (直通)
東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区は、環境への負担を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。

古紙配合率 70%

本誌は森林資源の保護とリサイクルの促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。